

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

習志野市長 宮本 泰介

市町村名 (市町村コード)	習志野市 (12216)	
地域名 (地域内農業集落名)	鷺沼台・藤崎地区、屋敷・実籾本郷地区、実籾三丁目地区 (鷺沼集落、藤崎集落、屋敷集落、実籾集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月16日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の更なる増加が懸念される。
- ・ 野菜指定産地となっている春夏人参の生産量が年々減少してきている。
- ・ 持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、担い手に農地を集積・集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 共撰、共販を継続しつつ、都市近郊という立地を活かし少量多品種栽培への移行を検討する。
- ・ 農地所有者情報の把握及び貸借制度を周知し、外部からの新規就農者や農福連携を活用するなど農業を担う者の確保を図る。
- ・ 新規就農者（定年後を見据えた方も含む）へのサポートを検討する。
- ・ 新たな高収益作物の導入を検討する。
- ・ 具体的に10年後の将来像を描くことは、現時点では困難との意見もあることから、引き続き、土地所有者及び農業を担う者ひとりひとりの意向を踏まえながら、農地の利用や担い手の確保等について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	53.02 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	53.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地所有者及び農業を担う者より目標地図への位置付け希望があった農地を区域内とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、希望があった担い手へ集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、希望があった担い手へ集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
J A 千葉みらい、農業委員会及び習志野市農政担当課等の関係機関が連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				